

鳴門市制限付一般競争入札について

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

令和6年10月18日  
鳴門市公営企業管理者  
企業局長 近藤 伸幸

記

【日程】

入札参加申込期間	令和6年10月18日（金）～10月31日（木）
※当該案件の入札参加希望者は必ず入札参加申込を上記期間内に行うこと。	
質問受付期間	令和6年10月18日（金）～10月31日（木）正午
最終回答日	令和6年11月1日（金）
郵便入札締切日	令和6年11月14日（木）必着
入札日	令和6年11月15日（金）午前10時

1 案件名、履行場所及び期間

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 発注番号     | 一般-6-62号          |
| (2) 案件名      | 水道メーター購入40・50mm   |
| (3) 履行場所     | 鳴門市企業局水道事業課       |
| (4) 履行期限（期間） | 契約締結の翌日～令和7年3月28日 |

2 仕様等について

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| (1) 当該案件の主管課                   | 鳴門市企業局 水道事業課      |
| 電話番号                           | 088-685-3330      |
| ファクシミリ番号                       | 088-685-3347      |
| (2) 案件の種別                      | 物品                |
| (3) 予定価格                       |                   |
| ア 予定数量に基づく総額の予定価格（消費税抜き）       | 1,214,663円        |
| イ 単価に係る予定価格及び予定数量（消費税抜き）       | 別紙、水道メーター購入一覧のとおり |
| (4) 最低制限価格                     | 設定していません          |
| (5) 主な仕様（概要）                   | 別紙仕様書のとおり         |
| (6) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。     |                   |
| ア 書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリによる。 |                   |

イ 提出先 2 (1) で示す主管課  
ウ 提出期限 令和6年10月31日(木) 正午まで

(7) 質問に対する回答は受付ごとに随時、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。  
最終回答日は令和6年11月1日(金)とする。

3 入札に参加する者に必要な要件(次の各号のすべてを満たしていること)

(1) 次のア又はイに該当する者

ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業品目にG601(上下水道用機器(メーター含む))がある者

イ 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者で、4(2)ウの入札参加申込書提出期間の終了までに、別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

(2) 国又は地方公共団体の発注した水道メーター購入の入札において契約し、納入実績を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関すること。

(1) 入札に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 物品等一般競争入札参加資格確認申請書

イ 3(1)イに該当する場合には別紙①に記載の書類一式

ウ 3(2)の実績を確認できる書類(契約書等写し)

エ 水道メーター仕様書に記載される提出書類一式

1. 水道メーター承認申請書(承認願い)

2. 製品仕様書

①外観図

②構造図

③表示機構の機構図

3. 型式承認通知書の<写し>

但し、エ 水道メーター仕様書に記載される提出書類一式 1~3について令和5年度の入札時に提出し変更等がない場合は、提出不要

(2) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法 持参又は書留郵便によること。

イ 提出先 〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市企画総務部 契約検査室

ウ 提出期間 令和6年10月18日(金)から令和6年10月31日(木)まで

午前9時から午後5時まで（市役所閉庁日除く）  
郵便による場合 10月31日（木）必着のこと。  
（※鳴門市郵便入札実施要領を準用する）

## 5 通知等

- (1) 申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、令和6年11月5日（火）にファクシミリにより通知する。
  - (2) 入札参加資格がないと認められた者には、物品等一般競争入札参加資格確認通知書により理由を付して通知するものとする。
- ※ 上記（1）又は（2）の通知が令和6年11月6日（水）正午の時点でも届かない場合は、必ず契約検査室に問い合わせること。

## 6 入札に関すること

- (1) 入札日 令和6年11月15日（金） 午前10時00分
- (2) 入札の場所 鳴門市役所3階会議室302
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 注意事項

ア 鳴門市契約に関する規則（以下「規則」という。）、（物品等）競争契約入札心得を遵守の上入札に参加すること。入札書等を記載する際は、市公式ウェブサイト掲載の記載例を参照し、必要記載事項を確認すること。入札書に不備がある場合、その入札書は無効とする。

イ 入札書の記入金額は、税抜きの総額とし、2（3）に示す予定価格を超過した入札は失格とする。入札は入札金額内訳書に記載した税抜きの契約希望単価にメーターの予定数量を乗じて算出した額の総額で行うこととする。なお、入札金額内訳書の無い入札又は入札金額と入札金額内訳書の総額が異なる入札は無効とし、入札金額内訳書に記載されたメーターの契約希望単価が上記2（3）イの単価に係る予定価格を上回る入札は失格とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の提出は持参又は書留郵便での郵送も可能とする。

書留郵便の場合、封書表側に「入札書在中」「案件名」「提出期限令和6年11月14日」と朱書きすること。

### 【郵送による場合の提出期限等】

提出先 : 772-8501  
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170  
鳴門市企画総務部 契約検査室

提出期限: 11月14日（木）必着

（※鳴門市郵便入札実施要項を準用すること）

オ 開札の結果は鳴門市公式ウェブサイトにて公開する。

カ 当該案件については、1者のみでの参加であっても入札を実施する。

(5) 見積内訳書

入札書提出時に別紙、入札金額内訳書を添付すること。

7 契約の締結に関すること

- (1) 契約書の要否 要する
- (2) 契約締結時期は、落札決定の通知をした日から10日以内とする。
- (3) 契約保証金 免除する

8 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査日は、令和6年11月1日（金）とする。
- (4) 履行期限（期間）は、事情により変更することがある。
- (5) 問い合わせ先

※申込書類の作成及び提出について

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170  
鳴門市企画総務部 契約検査室 担当 津田  
電話 088-684-1161

※仕様・契約内容について

〒772-0011 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜35番地の9  
鳴門市企業局 水道事業課 担当 吉田  
電話 088-685-3330 F A X 088-685-3347

別 紙

水道メーター購入一覧

口径	種 類 別	購入予定数量	引き渡し数	単価に係る予定価格(円)	納入場所
40mm	乾式たて型軸流羽根車式水道メーター（ねじ込み式）	52	68	10,198円/個	鳴門市水道事業課
50mm	乾式たて型軸流羽根車式水道メーター（ねじ込み式）	33	33	17,595円/個	鳴門市水道事業課
50mm	乾式たて型軸流羽根車式水道メーター（ねじ込み式）	4		25,933円/個	鳴門市水道事業課

1. 入札金額内訳書の作成について

口径、種類ごとに分け、製造費及び輸送費込みで作成してください。

また、内訳金額については単位あたりを消費税抜きの価格で記載してください。

2. 関連法令等の遵守について

これらの水道メーターの納入については、関連する法令、規則等を遵守するものとする。

